

「被害者」が「被疑者」に!? 徹底・交通裁判

文=柳原三佳

捏造された目撃者調書 「被疑者死」で不起訴の過酷な現実

やなぎはらみか ●ノンフィクション作家。交通事故、司法問題をテーマに各誌で執筆。著書に『焼かれる前に語れ』(WAVE出版)、『これでいいのが自動車保険』(朝日新聞社)、『死因究明』(講談社)、『交通事故被害者は二度泣かされる』(リベルタ出版)、最新刊『自動車保険の落とし穴』(朝日新書)など著書多数。

『死人に口なし』……。交通事故の取材を続けていると、この言葉どおりの理不尽な事件にたびたび遭遇する。たとえば、真夜中の交差点で出会い頭の衝突死亡事故が起つたとしよう。目撃者は誰もおらず、交差点の近くには防犯カメラも設置されていない。そんな状況の中、生きているドライバーが、「私は青信号にしたがって走っていました」と証言したら、死亡したドライバーの信

号の色は、誰がどうやって立証するのだろう。赤信号無視は過失100%つまり、「自損事故」扱いだ。重大な違反を犯したドライバーは、死亡しても「被疑者」として扱われ、遺族には自賠責保険すら支払われない。しかし問題は、赤信号無視は真実なのか? ということだ。遺族がいくら疑問を呈しても、その瞬間を再現し、立証することは不可能だ。

同様のパターンで、「被疑者死」で不起訴されたドライバーの遺族が、現在、最高裁に上告中という事件がある。私はこのケースを雑誌やテレビで何度もレポートしたのだが、取材すればするほど、あまりにずさんな検査の実態に大きなショックを受けざるを得なかつた。

「どうせ被疑者死なんだからいいじゃないか……」そんな思いが、もし、検査側にあるとするなら、それは大きな誤りだ。

岐阜県

水谷事件

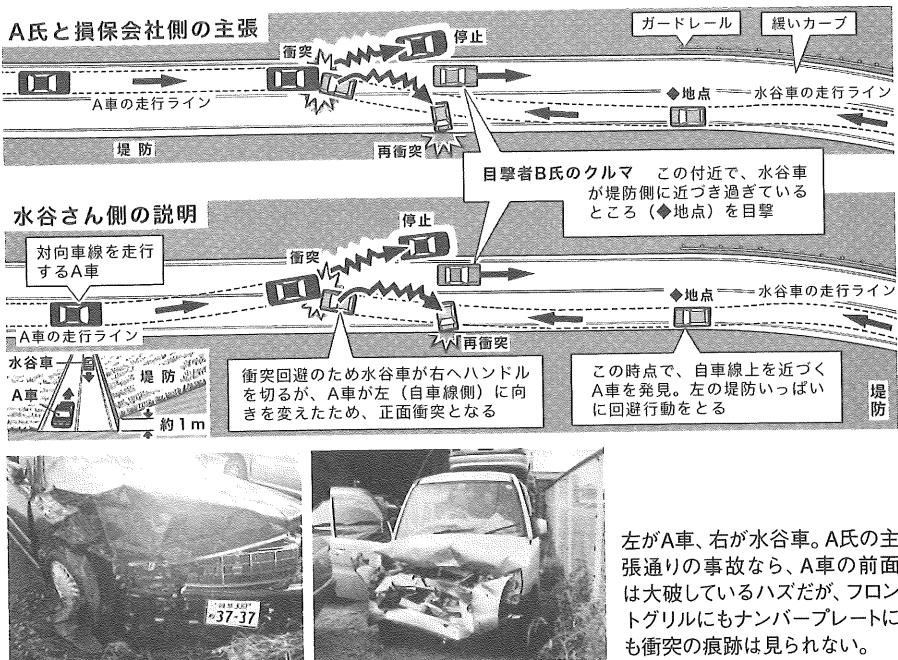
夫が残した最後の一言

「手術室に運ばれる直前、主人と一緒に言葉を交わすことができました。『お父さん、どうしたの!』私が慌ててそうたずねると、『お母さん……、対向車が来たで、よけようとしたらぶつかった……』苦しげにそう答えました。それが、主人から聞いた最後の言葉だったのです」

そう振り返るのは、岐阜県に住む水谷八重子さんだ。夫の芳則さん(当時45)が車同士の正面衝突事故で死亡してから7年が過ぎたが、現在も事実関係をめぐって、民事裁判が続いている。事故が起つたのは、2001年5月17日、午後8時20分頃

のことだった。現場は自宅からわずか数百メートルの場所にあらざ川左岸の堤防道路。対向してきたA車(普通乗用車)と衝突した水谷車(軽乗用車)は、そのままで回転し、前部が堤防の法面ブロックに激突した状態で停止。A車は右前部が大破。道路左側に車体を半分脱輪させ停止していた。(下図参照)

事故の第一報を受けた八重子さんは、知人の森田眞一郎さんに促され、現場に駆けつけた。「私たちが到着したとき、主人はすでに病院へ搬送された後でした。車はひどくぶれていたので、現場にいた警察官に聞くと、『死亡事故ではない』と言わされたのでとりあえず安心しまし



左がA車、右が水谷車。A氏の主張通りの事故なら、A車の前面は大破しているハズだが、フロントグリルにもナンバープレートにも衝突の痕跡は見られない。

た。警察には、対向車線上についていたタイヤの跡を指さしながら、「お宅の軽自動車のタイヤ痕がここについとるでね。ふらふらとつとこちらへ飛び出したようだね」と言われました。そのとき、主人は「加害者」として扱われているのだ、ということはすぐわかりましたが、詳しい状況などは何もわからないまま、私はすぐに病院へ向かいました」しかし、このときの警察の説明に違和感を覚えた森田さんはそのまま現場に残った。森田さんは語る。

「たしかに衝突地点 자체は相手の車線上でした。でもA車を見ると、なぜかナンバープレートやフロントグリルの中央部分が無傷なのです。そばには引きちぎられたようななかたちで水谷車の黄色いナンバープレートが落ちていたのですが、よく見るとこちらも大半の数字がそのまま

残っている。もし、警察が言うような単純な正面衝突なら、これらが無傷のはずがありません。そのほかにも、センターライン付近には水谷車が右側に押し返されたことがはつきりわかるタ

イヤ痕が鮮明に残されていまし

た。私はそれを見て、先に対

向車線にはみ出していたのはA

車の方だと直感しました。水谷

さんは目前に迫る対向車を避けようと、とっさに右ハンドルを切った、ところがその瞬間、相手も自車線に戻ろうと左へ逃げた。そして間に合わず、お互いの右前角が衝突したのだと…」

警察のやる気のなさに危機感を覚えた森田さんは、夜が明けるとすぐにカメラを携えて現場へ向かい、一枚でも多くの証拠を残しておこうと、念入りに写真を撮つた。

警察のやる気のなさに危機感を覚えた森田さんは、夜が明けるとすぐにカメラを携えて現場へ向かい、一枚でも多くの証拠を残しておこうと、念入りに写

真を撮つた。

が、このときはまだ、この事

故が「死亡事故」になるなど、誰も予想していなかった。

救急車で病院へ搬送された水谷さんは、「外傷性肝損傷」と診断され、緊急手術を受けた。しかし、そのまま意識を回復することはなく、事故から27時間後、妻と二人の娘を残して息を引き取つたのだ。

八重子さんがこの日、病院でつかり解析するよう促したといふ。しかし、警察は、「まあ、双方の運転手が退院したら、そのときしつかり実況見分すればいいから」そう言い残し、検証もそこそこに事故車両の移動を指示し、引き上げていったといふ。

警察のやる気のなさに危機感を覚えた森田さんは、夜が明けるとすぐにカメラを携えて現場へ向かい、一枚でも多くの証拠を残しておこうと、念入りに写真を撮つた。

警察のやる気のなさに危機感を覚えた森田さんは、夜が明けるとすぐにカメラを携えて現場へ向かい、一枚でも多くの証拠を残しておこうと、念入りに写真を撮つた。

が、このときはまだ、この事故が「死亡事故」になるなど、誰も予想していなかった。

そんな中、水谷さんの自宅に思わず訪問者が現れた。事故直後、破損した車の中から水谷さんを救出した父夫だった。自宅で事故の衝突音を聞き、一番に現場に駆けつけたという息子のKさん(26)は、そのときのことを鮮明に語つた。

「ドーンといつもの凄く大きな

音がしたので、庭から前の畑へ降り、用水路を飛び越えて現場へ向かいました。まず、A車の車内から人が窓を叩いているの

に気付き、運転席のドアをなんとか開けると、その人(A氏)は、「しまった……、前の車を追い越すとしたらぶつかつた」と言つたのです。車から引き出すと、その場に座り込んでしまいました

間もなく、Kさんの父親も現場に到着。一人はすぐに軽自動車の運転席に挟まれていた水谷さんに気づき、ドアをこじ開けて助け出した。

「僕はあるときのAさんのとつさの言葉を聞いていたので、てつくりAさんが加害者だと思い込んでいました。ところが、近所で葬式があるというので事情を聞くと、事故の状況がまったく逆になっていたので、このままでいけないと思つて、父と

一緒に水谷さんの家を探し、「必要であればいつでも証言します」と伝えたのです

Kさんの証言もまた、水谷さんが残した最後の言葉と、見事に合致していた。この話を聞いた八重子さんは早速、Kさんの存在を警察に伝え、A氏の自宅へも確認に行つた。しかし、警察はKさんの自宅に一度だけ来たものの、調書は取らずに帰つた。また、A氏本人は、「そのようなことを言つたかも知れないと、記憶がない」と、何も答えようとはしなかつたといつ。

あり得ない10センチ

刻みの事故記録

その後、八重子さんは、A車の自賠責保険に被害者請求を行つた。ところが返ってきたのは「お支払不能の通知書」のみ。A車は「無責」(過失ゼロ)なのに、保険金は一切支払えないとい

いう。つまりこの事故は、センターラインをオーバーした水谷さんの一方的な過失で起こったものと判断されていたのだ。さらに、遺族に追い討ちをかけたのは、A車がかけていた任意保険会社からの損害賠償請求訴訟だった。訴状には、
〔本件事故の原因は、亡水谷が(中略)ハンドル操作を誤り、または十分に減速せず、漫然と加害車両を進行させた過失により、センターラインを超えて対向車線に進入し、訴外Aには何ら注意義務違反はなく、本件事故につき過失はない」と書かれていた。

それにしても、なぜ、ここまで一方的な主張をされてしまうのか。

その答えは、警察が作成した「実況見分調書」にあつた。実は、この事故にはA車のすぐ前を走つていた目撃者・B氏とい

う男性の存在があつた。事故から約2週間後、B氏立会いで行われたという実況見分は、思わずため息が出るほど詳細で、不自然なものだった。

それをまとめたのが次頁の調書だ。その一部を抜粋してみると…

立会人Bの指示説明

「対向車を発見した地点はB、そのときの対向車は①地点、後続車両は(イ)」→「対向車が左に寄りすぎ、危険を感じた地点はC、そのときの対向車は②後続車は(ウ)」→「後方で衝突音を聞いた地点はD」→「後続車が対向車と衝突し、停止していた地点は(エ)」→「対向車両が私の後続車両と衝突し、停止していた地点は(③)

警察は、以上の指示説明をもとにその「地点」を10センチ刻みで計測し、記録していた。B氏の証言によれば、後続のA車

はまつすぐに自車線を走行して
いた、つまり、事故は「水谷車
の一方的な対向車線への飛び出
しが原因」で起こったという裏
付けになるのだ。

この調書によると、B氏はわ
ずか数秒の間に、3度も後続車
の位置を確認していたことにな
る。しかし夜間、それも外灯の
ない暗い道で、運転中の車の中
から、「対向車」と「後続車」
そして「自車」の3地点を同時
に確認することなどどう考えて
も不可能だ。しかも、これから
事故が起こることなど誰にもわ
からぬはずなのに……。

はまつすぐに自車線を走行して
いた、つまり、事故は「水谷車
の一方的な対向車線への飛び出
しが原因」で起こったという裏
付けになるのだ。

この調書によると、B氏はわ
ずか数秒の間に、3度も後続車
の位置を確認していたことにな
る。しかし夜間、それも外灯の
ない暗い道で、運転中の車の中
から、「対向車」と「後続車」
そして「自車」の3地点を同時
に確認することなどどう考えて
も不可能だ。しかも、これから
事故が起こることなど誰にもわ
からぬはずなのに……。

証拠・証言を無視した 警察のフイクション

そこで、私はこの目撃者・B
さんに直接会って話を聞くこと
にした。彼はたしかに、事故か
ら2週間後、現場で指小説明は
したという。しかし、この調書

自体を見るのは初めてだと、大
変驚いた様子だった。
私はBさんにこうたずねた。
「走行中、しかも夜間に、対向
車と後続車の距離関係が同時
に、ここまでこまかく確認でき
るものでしょうか?」

するとBさんは戸惑った様子
で、言葉少なにそう答えた。
「無理、ですよね……」

そもそも、夜間走行中にル
ムミラーやサイドミラーで見た
後続車についての目撃証言は、

捜査において有効なのだろう
か。警察庁にたずねてみたが、
「事業、事件ごとによつて様々
なケースがあるので一概に判断
できない。目撃証言を証拠とし
て採用する、しないは検察庁の
判断による」

とのこと。水谷さんら遺族は、
再捜査をしてほしいと再三訴え
たが、結果的に、なにも行われ
ず、「被疑者死亡で不起訴」の
判断による

(実況見分調書調助用紙)

- AからBまで 65.0 メートル
- BからCまで 56.0 メートル
- CからDまで 28.0 メートル
- DからEまで 34.5 メートル
- EからFまで 65.0 メートル
- FからGまで 56.0 メートル
- GからHまで 34.5 メートル
- HからIまで 45.3 メートル
- IからJまで 13.7 メートル
- JからKまで 116.2 メートル
- KからLまで 15.6 メートル
- LからMまで 16.4 メートル
- MからNまで 19.2 メートル
- NからOまで 7.6 メートル

である。

(交通事故現場見取図参照)

3. 本見令の結果を明確にするため
本職が作成した交通事故現場見取図
葉、及び本職が撮影した写真7枚
を本調書末尾に添付した。

岐阜県警察

事故車の前を走っていたドライバー(B氏)の調書。自車、対向車、後続車
の位置が詳細に記されているが、常識的に考えてもありえない証言だ。

二審とも敗訴。現在、最高裁に
上告中である。
事故直後から遺族に寄り添
い、この事故を見守ってきた森
田さんは言つ。

「日本の裁判は証拠主義のはず。
現在、係争中の民事裁判。水
谷さん側には、森田さんが事故
直後に撮影した数多くの証拠写
真だけでなく、事故車の現物も
残っているが、それでも一審、

それなのに、なぜ警察、検察、
損保は、誰も証拠を見ようとし
ないのか。これは人ひとりが命
を失った、重大な死亡事故です。
そして冤罪です。裁判官にはせ
ひ自分の目で事件の真相を直視

していただきたい。そして、
お父さんはなぜ最後にあの車
葉を残して死んでしまったのか
……』という遺族の疑問に、真
正面から答えるべきです

(実況見分調書調助用紙)

表は②その時の対向車両は②、
後続車両は⑦

○ 後方で衝突音を聞いた地図
は①

○ 私の車両が車を停止した地図
は⑤

○ 私の後続車両が対向車両と衝
突し停止していた地図は②

○ 対向車両が、私の後続車両と
衝突し停止していた地図
は③

○ 見通しも妨げたもの、運転操作
に影響を及ぼしたもの(はまむか)
った。

乙、関係距離

前記、現場の状況、立会人の指
示説明を総合し、事故車両の停
止地図を認定した上、立会人の
実況見令に基づき、各地図の位置
を確定し、関係地図間の距離
を測定したところ

岐阜県警察

2/9

実況見分調書

平成13年6月8日

北方 警察官

司法警察員巡回部長

補助官

に対する業務上(産)過失傷害(致死)及び
道路交通法違反該事件について、本職は次のとおり実況見分をした。

見分の日時 平成13年5月29日 午後7時25分から
午後8時05分まで 天候 雨、曇

見分の場所 岐阜県本巣郡本巣町あ橋1615番地の6号
路上及び付近一帯

見分の目的 前記場所の実況、被害状況等を明らかにするため

見分の立会人 目撃者

実況見分の経緯

事故発生の模様、関係者の指示説明
(1)立会人 濱原義明の指示説明
○事故当時天候は、晴れ
○南北町道をスムーズに前進した地図は、④
○その時の後続車両は⑦地図
○対向車両を発見した地図は、⑧、その時の
対向車両は①地図、後続車両は④地図
○対向車両が左に寄りすぎ、危険を感じた地

岐阜県警察